

令和3年第11回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和3年11月25日（木） 午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和3年第11回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和3年第 11 回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	×
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	山腰主査

	氏名・役職
5	松本主査

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第11回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、東中委員と宮岸委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんが、今回は、太平副会長からの申請案件がございますので、農地部門に関する議事の進行は、川端農地小委員会副委員長にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか</p>

	か。
	(異議なしの声)
会 長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副委員長、議長をお願いします。
川端 副委員長	それでは、お手元の議案書をお開きください。 最初に、前回の令和3年第10回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和3年第10回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。 農地法第3条許可申請5件については、10月28日付けで許可書を交付しております。 農地法第5条許可申請3件については、番号1を11月8日付け、番号2及び番号3を10月29日付けで石川県知事あてに送付し、いずれも11月12日付けで許可書が交付されております。 非農地証明願5件については、10月28日付けで証明書を交付しています。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、11月1日付けで公告しております。
川端 副委員長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端 副委員長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページです。

	<p>今回、金城地区、小坂地区、犀川地区、森本地区、鞍月地区から各1件、計5件の申請がありました。</p> <p>番号1は長坂町の案件で、世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号2は東長江町、番号3は瀬領町の案件で、それぞれ、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号4は観法寺町の案件で、世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号5は近岡町の案件で、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、5件で、面積は5,698㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端 副委員長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端 副委員長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端 副委員長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がございますので、一括して上程いたします。</p>

	事務局、これについて説明願います。
事務局	<p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。議案書は3ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、安原地区から1件、森本地区から1件、計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、打木町の案件で、農作業小屋への転用申請です。農地の区分は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画における用途区分が12月に農業用施設用地に変更となる予定であり、許可相当であると考えます。</p> <p>番号2は、牧山町の案件で、駐車場への転用申請です。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断されますが、隣接する土地と一体を成す駐車場にするものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、2件で面積は合計347㎡です。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区から2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、磯部町の案件で、所有権の移転を伴う庭への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅、事業所等が連たんする地域にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2は、木越町の案件で、所有権の移転を伴う自転車置場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅、事業所等が連たんする地域にあるこ</p>

	<p>とから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>以上、2件で面積は合計66㎡です。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、菊知委員から調査結果をご報告願ひします。</p>
菊知委員	<p>11月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回の議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号1につきましては、太平委員から申請があった案件でございます。</p> <p>このため太平委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席を願ひします。</p> <p>(太平委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副委員長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号1については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副委員長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号の番号1については、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>それではここで、太平委員に、ご着席していただくこととします。</p> <p>(太平委員 着席)</p>

	<p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号2につきましては、五坊委員の親族から申請があった案件でございます。</p> <p>このため五坊委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(五坊委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端 副委員長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号2については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端 副委員長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号の番号2については、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>それではここで、五坊委員に、ご着席していただくこととします。</p> <p>(五坊委員 着席)</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち番号1に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端 副委員長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号2及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定についてのうち、番号1については、原案のとおり許可することが相当</p>

	<p>であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副委員長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号の番号2及び議案第3号の番号1については原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから8ページです。</p> <p>今回、小坂地区から1件、森本地区から12件、計13件の申請がありました。</p> <p>番号1は東長江町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、10月5日、山村委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>番号2から番号13は堅田町の案件で、民有林再生支援事業の実施に当たり申請があったもので、同じく山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難となったものです。</p> <p>現況については、11月17日、西村委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、13件で面積は合計2,123㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
川端副委員長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副委員長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
川端 副委員長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は9ページから12ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1及び番号2の2件の申し出がありました。</p> <p>使用貸借による権利を設定する、契約期間が5年の新規設定が1件、賃借権を設定する、契約期間が5年の新規設定が1件で、面積は合計3,004㎡です。</p> <p>利用権貸借の機構分について、番号1から番号3の3件の申し出がありました。</p> <p>使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の新規設定が2件、賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件で、面積は合計16,616㎡です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端 副委員長	<p>ただいま、事務局から説明がありました、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端 副委員長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)

川端 副委員長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は13ページから21ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が6件で、面積は合計2,952㎡、第5条が24件で、面積は合計9,161㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端 副委員長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端 副委員長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は22ページです。</p> <p>届出件数は1件で、解約理由は自作のためで、面積は207㎡です。</p>
川端 副委員長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端 副委員長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は23ページです。</p>

	届出件数は3件で、面積は合計754㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。報告は以上です。
川端副委員長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副委員長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は24ページです。 権利設定に関して、大徳地区、安原地区でそれぞれ1件あり、面積は合計7,985㎡です。大徳地区は使用貸借による権利を設定するもので契約期間は10年、安原地区は賃貸借権を設定するもので契約期間は9年1か月です。
川端副委員長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副委員長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会長	川端農地小委員会副委員長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。 小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。 それでは、議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更

	<p>に関する意見決定について、上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから5ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、薬師谷地区において、53㎡を農用地区域から除外することに伴うものです。</p> <p>なお、農用地区域への編入及び用途区分の変更はありません。</p> <p>農用地区域から除外する案件についてご説明します。5ページをご覧ください。</p> <p>堅田町において駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される、隣接住民の日常生活上必要な施設であることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたしま</p>

	す。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、11月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。